

「下関市都市ブランドロゴマーク使用取扱要領」

(目的)

第1条 市外に向けた下関市（以下「本市」という。）のイメージの向上、定着、並びに市民の自ら住む街下関への愛着や誇りを高め、「シビックプライド」の醸成を図り、都市のブランド化を目指す。その中で、下関市都市ブランドロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を積極的かつ幅広く活用し、プロモーションへの関心や機運を高めることで、「オール下関体制」の推進を図る。

(使用の目的)

第2条 ロゴマークは、前条の目的達成に寄与する場合、使用できる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用できない。

- (1) 本市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 第1条の目的の妨げとなる、又はおそれのある場合
- (3) ロゴマークを第6条に規定する事項に基づき使用せず、又は使用しないおそれのある場合
- (4) 法令、又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (5) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (6) 消費者や利用者の利益を害する、又は害するおそれのある場合

(使用承認申請等)

第3条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ「ロゴマーク使用承認申請書」（様式1）（以下「申請書」という。）を本市に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙「ロゴマーク使用の手引き」を遵守し、図柄の変更や改変等することなく使用する場合はこの限りでない。

- (1) 本市の各課所が各種行政目的のために使用する場合
 - (2) 本市が共催、又は後援している事業等を実施する実行委員会等が使用する場合
 - (3) 本市の各種行政運営に資する事業等を実施する団体等が使用する場合
 - (4) 家庭など限られた範囲内において、個人的に使用する場合
- 2 前項の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙「ロゴマーク使用の手引き」を遵守して、ロゴマークを使用する者は、「ロゴマーク使用届出書」（様式2）を提出するものとする。
- 3 ロゴマークを営利・販売目的で使用しようとする者は、あらかじめ本市と協議した上で、申請書を提出するものとする。

(承認)

第4条 本市は、前条の承認をするときは、第2条の規定に基づき、申請書の内容を審査した上で、「ロゴマーク使用（変更）承認通知書」（様式3）をもって通知する。

ただし、第2条の規定以外においても、本市が不適切と判断した場合については、

承認せず、ロゴマークを使用することはできない。

なお、前条の第1項及び第2項の規定に該当する場合については、届出書の内容確認は行うものの、使用の承認は行わないものとする。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用し、使用に関するすべての事項については、本市の指示に従うこと
- (2) 本市が提供する画像データを使用すること
- (3) 別紙「ロゴマーク使用の手引き」に示した色や形状等を正しく使用すること
- (4) イメージを損なう展開、又は応用使用はしないこと
- (5) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない
- (6) 商標法等に基づく新たな権利を設定しないこと
- (7) 当該使用に係る物品等の完成見本（完成見本の提出が困難と認められるものについては、その写真など外観がわかるもの）を速やかに本市に提出すること

(承認内容の変更)

第7条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「ロゴマーク使用承認変更申請書」(様式4)を本市に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「ロゴマーク使用(変更)承認通知書」(様式3)をもって通知する。

(承認の取消し)

第8条 本市は、ロゴマークの使用が当要領、又は承認内容に反して使用していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、「ロゴマーク使用承認取消通知書」(様式5)をもって通知する。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該承認に係る物品等への使用、配布、掲示、及び販売等をしてはならない。

また、本市の判断により、場合によっては、承認取消通知があった日以前に、配布や販売等をした物品等の回収等の措置を命ずる。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認の取消し、並びに使用物品等の回収等の措置を命じた場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、本市はその責めを一切負わない。

2 ロゴマークの使用承認を受けた者がロゴマークの使用によって生じた事故や苦情

等に関しては、使用者本人の責任で必要な処理を行うこと。

- 3 ロゴマークの使用承認を受けた者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害、又は損失を与えた場合でも、本市は、損害賠償、損失補償、その他法律上の責任を一切負わない。

(経費等の負担)

第10条 本市は、この要領によるロゴマーク使用承認申請書などの手続き、及びロゴマークの使用の実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

(事務局)

第11条 使用承認等に関する庶務を処理するため、事務局を下関市総合政策部広報戦略課に置く。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用管理につき必要な事項、又は疑義が生じた事項については、関係者と協議の上、本市が決定するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。